

# 上場会社等、上場不動産投資法人(リート・REIT)等の 役員等の皆様(内部者)にかかる 「内部者登録制度」について

インサイダー取引の未然防止を図るための  
「内部者登録制度」に、  
ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※「内部者登録制度」は日本証券業協会の規則で規定されています。

## 「インサイダー取引」とは

上場会社等、上場不動産投資法人(リート)等の役員・従業員など会社の重要な情報を知ることができる人が、未公表の重要な情報を知りながら当該会社の株券等を売買することをいいます。このような取引は市場の公平性、公正性、透明性を損なう恐れがあるため、法律で禁止され、違反者は刑事罰や課徴金の処罰の対象となります。

## 「内部者登録制度」とは

お客様が初めて上場会社等の株券や社債等のお取引を行う場合、証券会社等に「上場会社等の役員等」、「上場不動産投資法人(リート)等の役員等」であるかどうかをお届けいただき、また、「上場会社等の役員等」、「上場不動産投資法人(リート)等の役員等」であるかどうかについて変更があった場合にもお届けいただく制度です。

お届けいただいた後は、当該銘柄の株券等を売買される前に、未公表の重要事実に基づく取引ではないことを確認させていただきます。

※未公表の重要事実に基づく取引ではないことの確認において、必要に応じて書面での確認をいただく場合もございます。

※未公表の重要事実に基づく取引ではないことには、未公表の重要事実を有していないこと、又は「知る前契約」の履行若しくは「知る前計画」の実行として行う取引であることを含みます。

詳しくは、お取扱店等へご相談ください。

## Q&A

**Q1 「上場会社等の役員等」、「上場不動産投資法人(リート)等の役員等」に該当する際の届け出方法を教えてください。**

- A** ①新規に口座を開設される場合には、弊社所定の口座開設用紙に必要事項をご記入ください。  
②既に口座を開設済の場合には、お客様のお取扱店までご連絡ください。

**Q2 重要事実を知り得る可能性の高い部署とは？**

- A** 例えば、経理部、財務部、経営企画部、社長室(これに類似する業務を行う部署)が該当します。

**Q3 役員等の同居者とは？**

- A** 役員の方などと同じ家屋に居住している全ての方をさします。

**Q4 複数の内部者を兼務している場合には、全てを届け出るのですか？**

- A** お客様が内部者となっている全ての会社をお届け出ください。

**Q5 上場不動産投資法人(リート)等の資産運用会社の特定関係法人とは、どのような者ですか？**

- A** リート等の資産運用会社の親会社(スポンサー企業)などが該当します。

**Q6 内部者登録されている銘柄の株券等を売買する時は何か規制がかかるのですか？**

- A** 注文を受託する前に、お客様に「未公表の重要事実に基づく取引ではないこと」の確認を行います。また、上場会社等の役員と主要株主(総議決権の10%以上を保有する株主)、リートの執行役員又は監督役員、リートの資産運用会社の役員の方は当該銘柄の日興イーリートレードはご利用になれません。

## 内部者登録制度の対象となる「上場会社等の役員等」

- 上場会社等の役員(取締役、会計参与、監査役もしくは執行役)(退任後1年以内の方も含む)
- 上場会社等の主要株主(総議決権の10%以上を保有する株主)
- 上記役員(退任後の方は除く)の配偶者および同居者
- 上場会社等の大株主(上位10位以内の株主)(主要株主は除く)
- 上場会社等の執行役員、役員に準ずる役職、または重要情報を知り得る可能性の高い部署に所属する従業者
- 上場会社等の親会社  
上場会社等の親会社の役員(退任後1年以内の方も含む)、執行役員、役員に準ずる役職、重要情報を知り得る可能性の高い部署に所属する従業者
- 上場会社等の主な子会社  
上場会社等の主な子会社の役員(退任後1年以内の方も含む)、執行役員、役員に準ずる役職、重要情報を知り得る可能性の高い部署に所属する従業者

## 内部者登録制度の対象となる「上場不動産投資法人(リート)等の役員等」

- リートの役員(執行役員、監督役員)(退任後1年以内の方も含む)
- リートの資産運用会社の役員(取締役、会計参与、監査役もしくは執行役)(退任後1年以内の方も含む)
- 上記役員(退任後の方は除く)の配偶者および同居者
- リートの資産運用会社の執行役員、役員に準ずる役職、または重要情報を知り得る可能性の高い部署に所属する従業者
- リートの資産運用会社の特定関係法人  
リートの資産運用会社の特定関係法人の役員(取締役、会計参与、監査役もしくは執行役)(退任後1年以内の方も含む)、執行役員、役員に準ずる役職、または重要情報を知り得る可能性の高い部署に所属する従業者